公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会

会費・寄付のお支払いに関するお知らせ

1 窓口での振込なら手数料がかかりません

郵便局の<u>窓口</u>で振り込んでいただければ、手数料が免除されます。 なお、窓口では「手数料免除の振込」であることをお伝えください。

【口座番号】00170-6-43998

【口座名義】公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会

- この口座は、個人賛助会員の年会費を含む寄付専用です。
- ATM やネットバンキングなど、窓口以外での振込には手数料がかかります。

※その他の振り込みをご希望の場合

- 三井住友銀行日比谷支店 (普) 3389663
- ゆうちょ銀行 〇一九店(ぜろいちきゅう店) (当) 0043998
- ATM の場合 [記号] 001706 [口座番号] 0043998

2 領収書は、ご希望の方に発行します

口座番号等が印刷済みの郵便局払込取扱票の場合は、「領収書・要」に 〇印を、郵便局に設置されている払込票をご使用の場合は、「領収書希望」と明記の上、領収書に記載する氏名・住所、連絡先電話番号をお書 きください。その他銀行からの振り込みの場合は、別途 FAX かメール で領収書希望の旨とご住所と氏名表記をお知らせください。

・当協会への、個人賛助会員の年会費を含む寄付は税金優遇措置の対象と なります。手続きには、当協会が発行した所定の領収書が必要です。 (裏面をご参照ください)

お問い合わせ 公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会

電話 03-5979-8031 FAX 03-5979-8032

メール office@ntrust.or.jp

ご寄付に関する税金優遇措置について

(公社)日本ナショナル・トラスト協会は、公益社団法人(特定公益増進法人に該当)の認定を受けています。

このため、当協会へのご寄付(賛助会員年会費を含む)は、所得税、一部自治体の 個人住民税について、税制上の優遇措置の対象となります。

確定申告の際には当協会が発行した領収書を添付してください。

<u>**所得税</u>** については、寄付金控除として「所得控除」か「税額控除」のどちらかを ご選択いただけます。</u>

◎所得控除

寄付金の合計額-2.000 円 が、所得金額から控除されます。

(所得金額-(寄付金合計額-2,000円))×各自の税率 = 控除後の税額

○税額控除

(寄付金合計額-2,000 円) ×40% の額が、直接、税額から控除されます。

税額-((寄付金合計額-2,000円)×40%) = 控除後の税額

- ・税金優遇措置の対象となるのは、寄付合計額がその年の総所得金額の40%までの場合です。
- ・税額控除の場合、控除額はその年の所得税額の25%が上限です。
- ・一般的には税額控除のほうが還付額が大きくなりますが、所得と寄付金の額によっては、 所得控除のほうが還付額が大きくなる場合があります。

詳しくは最寄りの税務署にご相談ください

個人住民税 については、

当協会への寄付が条例指定対象寄付金に指定されている都道府県・市区町村にお住まいの方は、寄付に係る所得税の確定申告の手続きをすれば自動的に、個人住民税の寄付金控除の対象となります。

※東京都、東京都豊島区など。